

○伊那市自転車活用推進事業補助金交付要綱

令和2年3月23日

告示第44号

改正 令和3年12月1日告示第278号

令和4年12月14日告示第288号

令和5年3月31日告示第110号

(趣旨)

第1条 この告示は、自転車の活用推進による地域の振興を図るため、自転車の活用推進に寄与する事業又はサイクルスタンド等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則（平成18年伊那市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の要件)

第2条 前条に規定する補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) 市内において実施する自転車に関する行事、競技会、交通安全教室又は市長が必要と認める事業
- (2) 市内の商業施設等不特定多数の者が利用する施設におけるサイクルスタンド又は自転車の活用推進に資すると市長が認める設備の設置

(補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、次のとおりとする。

対象経費	補助率	限度額
前条第1号に係る経費 (市が査定し、相当と認める金額とする。)	2分の1	10万円
前条第2号に係る経費	2分の1	1万円

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、伊那市自転車活用推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、伊那市自転車活用推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、速やかに伊那市自転車活用推進事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、相当と認めるときは、伊那市自転車活用推進事業補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、伊那市自転車活用推進事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(適用除外)

第10条 この告示の規定は、過疎地域集落整備事業（昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。）による集落移転の対象となった区域において実施する事業については、適用しない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年12月1日告示第278号)

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月14日告示第288号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第110号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。